

第5次魚津市総合計画 第12次基本計画策定方針

令和6年9月

【目次】

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の構成及び計画期間	3
(1) 基本構想	3
(2) 基本計画	3
(3) 実施計画	3
計画の構成（案）	4
3. 計画策定の体制	5
(1) 総合計画審議会	5
(2) 総合計画作成会議（全体）	5
(3) 総合計画作成会議（部会）	5
4. 策定の手順	6
(1) 市民意識調査	6
(2) 団体アンケート（ヒアリング調査）	6
(3) 前期基本計画の検証と後期基本計画のための施策立案	6
(4) 基本計画および魚津市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン、 総合戦略の見直し	6
(5) パブリックコメント	6
(6) その他	6

1. 計画策定の趣旨

魚津市では、令和3年度を初年度とする第5次魚津市総合計画において「ともにつくる 未来につなぐ 人と自然が輝くまち魚津」を将来都市像に掲げ、その実現に向けまちづくりを進めてきた。

その基本計画も、令和7年度末に第11次基本計画の計画期間が終了を迎えるに当たり、後期基本計画となる第12次基本計画（計画期間：令和8年度～令和12年度）を令和6、7年度において策定する。

前回の計画策定から4年近くが経過し、少子高齢化の急速な進行による人口構造の変化、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動への打撃、紛争による原油高に伴う物価高騰、能登半島地震による防災意識の高まり、デジタル化の推進など、社会情勢は刻々と変化を続けている。

その中で、魚津市では、保育料の無償化や室内温水プールの着工、ゼロカーボン対策の推進、地域コミュニティセンターの整備など、着実に住みやすいまち・住み続けたいまちの実現に取り組んでいる。

今後も、各自治体には、より一層の自立した行財政運営と持続可能なまちづくりが求められていることから、本市の地域特性や固有の資源を活かすとともに、各種の政策課題に対して市民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい誇りの持てる都市創造を進めていくことが必要となっている。

そのため、後期基本計画については、社会経済状況の変化や時代の潮流、前期基本計画の進捗状況等を踏まえ、総合的・戦略的な視点に立ち、市民と行政にとってわかりやすく実効性の高いものとなるよう策定する。

計画策定に当たっては、魚津市自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、条例に定める事項との整合を図り、特に次の点に留意して策定する。

魚津市自治基本条例より

（総合計画等）

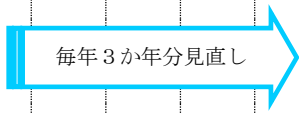
第15条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための基本構想及びこれを実現するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。

3 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参画を得るものとします。

4 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗よく状況に関する情報を市民にわかりやすく提供しなければなりません。

2. 計画の構成及び計画期間

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成するものとする。また、計画の対象は市が主体となる施策や事業を対象とするが、国や富山県の上位計画及び広域的視点から周辺市町村との連携にも配慮したものとする。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
基本構想	第 5 次 基 本 構 想											
基本計画	第 11 次 基 本 計 画					第 12 次 基 本 計 画						
実施計画							[実施計画]		[実施計画]		[実施計画]	

(1) 基本構想

本市が目指すべき将来像を方向付けるとともに、行政が市民との協働のもとで実現を果たすものとして位置付け、令和3年度からの10年間に於ける市民、市民活動団体、事業者及び行政の共通の指針として、市の理念、将来像及び施策の方向を定めたものである。

基本構想の「将来都市像」及び「まちづくり目標」については、同構想の基本的な方向性を示すものであり、市政運営の継続性・一貫性の観点から変更はしないものとする。

「将来人口」は、令和5年に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口の将来推計、国・県人口ビジョンの改訂等を踏まえ、見直しの検討を行うものとする。

(2) 基本計画

基本構想に掲げる将来像を実現するための施策を具体化し、各分野にわたって特に取り組むべき諸施策の方針と具体的内容を市民、民間及び行政の担うべき役割を踏まえて総合的かつ体系的に明らかにするものであり、実現性を確保するため、あわせて成果指標を設定する。社会経済環境の変化等への的確な対応を図るため、計画期間は、前期と後期に区分し、各5年の計画期間とする。

今回策定するのは、後期にあたる第12次基本計画であるが、基本構想策定後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や新たに発生した行政課題へ対応するため、各施策については必要に応じて見直すものとする。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる政策を実現するための具体的な事務事業を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針とする。計画期間は3年間とし、毎年度ローリング方式で見直す。

【計画の構成(案)】

序論

- 1、計画策定の背景・目的（後期計画の策定方針）
- 2、市の現状と課題
 - 人口・世帯の現況と将来人口
 - 就業・産業の状況
 - 財政の状況
 - 第11次基本計画の検証
 - アンケートからみる市民意識
 - 主要課題

基本計画

- 1、施策体系図
- 2、重点施策**
- 3、政策目標別各施策

後期基本計画に基づく施策や事業のうち、魚津市において特に重要となってくる課題や取組を、重点施策として位置づける。内容としては、人口減少対策・地方創生に特化した「魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るものとする。そのプランの実現に向けて、全ての政策分野にわたる組織横断的な取組を展開し、重点的に推進するものである。

（魚津市まち・ひと・しごと創生総合戦略より）

基本目標1「魅力あるしごとをつくりそだて、若者・女性に働く場として選択されるまちにします」
⇒人口減少対策の重点的取組（産業振興、雇用創出、働く場の確保 等）

基本目標2「にぎわいの空間をつくり、魚津への新しいひとの流れをつくります」
⇒関係人口の創出・拡大の取組（定住対策、観光振興、市街地活性化 等）

基本目標3「安心・安全な暮らしを守り、子どもを地域全体で育てるまちを目指します」
⇒安全と安心を守る取組（子育て対策、災害対策、学校教育の充実 等）

基本目標4「活力ある地域をつくり、持続可能なふるさと魚津を目指します」
⇒オール魚津での持続可能な取組（市民協働、環境対策、行財政運営 等）

資料編

- 1、基本構想
- 2、市の概要
- 3、第12次基本計画策定過程
- 4、第12次魚津市総合計画審議会・作成会議

3. 計画策定の体制

本計画は、市の根幹を成す重要な計画であることから、計画の策定に当たっては、総合計画審議会、総合計画作成会議、市長等の相互調整により全庁体制で進めるものとする。

(1) 総合計画審議会 ……《別表 1》

市長の諮問機関として、市民を代表した学識経験者、各種団体の代表者等により組織し、市長が諮問する基本構想案及び基本計画案について、審議・答申を行う。

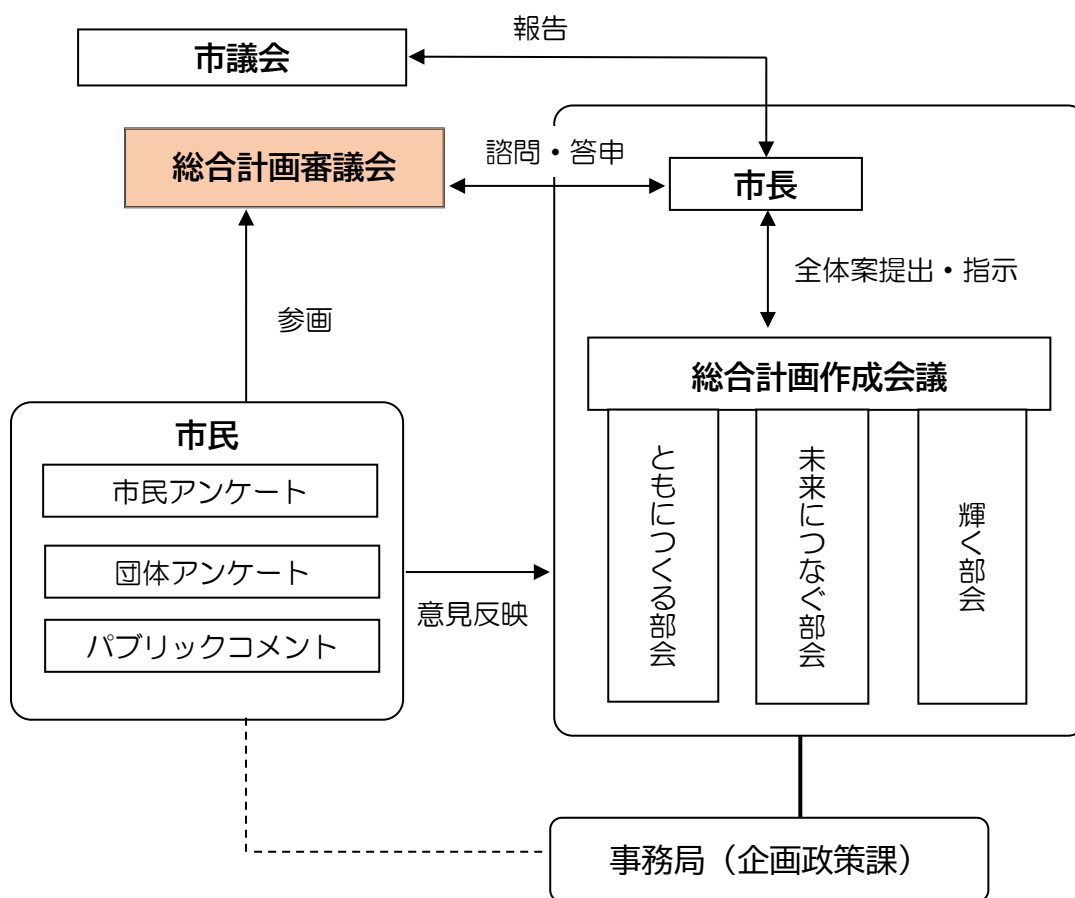
(2) 総合計画作成会議（全体） ……《別表 1》

次長職相当以上の者及び各部等の主務課長で組織し、庁内の意思決定機関として庁内案の確認を行う。

(3) 総合計画作成会議（部会） ……《別表 1》

課長相当職以上の者で組織し、計画の研究発案機関として市の将来像と成果指標の研究・発案、目標達成のための政策立案を行う。

策定体制（第 12 次基本計画）



4. 策定の手順

計画は、令和6年度及び令和7年度の2か年に渡って策定し、手順は、次のとおりとする。

(1) 市民意識調査

市民意識調査は、市の施策満足度やまちづくりへの意識、魚津市のとらえ方を調査し、計画案に市民の意見を反映させることを目的に実施する。なお、集計結果は各課の施策評価の基礎資料として使用する。市内在住の18歳以上の市民3,000人を対象に実施。

(2) 団体アンケート（ヒアリング調査）

団体アンケートは、まちづくりに関連する各種課題や住民活動の活性化等に向けて、状況把握やアイデアの抽出を目的として実施する。おおむね30団体に対して調査し、一部団体には対面での聞き取り調査も実施する。

(3) 前期基本計画の検証と後期基本計画のための施策立案

第11次基本計画の状況を検証するとともに、現況に応じた施策立案を行うため、各施策ごとの現状・課題・今後の取組、成果指標の設定などを関係各課と調整し、第12次基本計画の土台とする。

(4) 基本計画及び魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略の見直し

第11次基本計画を策定するに当たり、魚津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略の見直しも同時に進め、整合の取れた内容とする。

《基本計画について》

- ① 総合計画作成会議の中で、基本計画案のとりまとめ・決定を行い、市長に報告する。
- ② 市長は、基本計画案を総合計画審議会に諮問する。
- ③ 基本計画案は、総合計画審議会の答申を得て市長が決定する。

(5) パブリックコメント

市民に対し、魚津市第5次総合計画第12次基本計画（案）の提示と意見募集を行うことで、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施する。

(6) その他

ホームページや広報紙等において、市民意識調査の結果等の情報を市民に公開する。

※スケジュール…《別表2》